

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２４年３月１９日

東広島市長 蔵 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

ゆめタウン東広島

（２）所在地

東広島市西条町土与丸９６０番地外

２ 変更に係る事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）

小売業を行う者	開店時刻
株式会社イズミ 他４４社	午前９時３０分 （年間３０日間に限り午前９時）

（変更後）

小売業を行う者	開店時刻
株式会社イズミ 他４４社	午前９時

（２）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

位置	時間帯
店舗前平面・ピロティー駐車場	午前９時から午後１０時３０分 （一部の区画は、午後１０時）まで
店舗北側平面駐車場	午前９時から午後１０時３０分まで
店舗西側平面駐車場	午前９時から午後１０時３０分 （一部の区画は、午後１０時）まで
店舗南東側平面駐車場	午前９時から午後１０時まで

店舗南西側平面駐車場	午前 9 時から午後 1 0 時まで
------------	--------------------

(年間 3 0 日間は、午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで)

(変更後)

位置	時間帯
店舗前平面・ピロティー駐車場	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分 (一部の区画は、午後 1 0 時) まで
店舗北側平面駐車場	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで
店舗西側平面駐車場	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分 (一部の区画は、午後 1 0 時) まで
店舗南東側平面駐車場	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
店舗南西側平面駐車場	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで

(年間 3 0 日間は、午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで)

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 変更年月日

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

(2) 変更の理由

顧客から早朝の利用の要望があり、それに対応するため。

4 届出年月日

平成 2 4 年 3 月 5 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 3 月 1 9 日 (月) から同年 7 月 1 9 日 (木) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日を除く。) とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町 7 番 4 2 号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 4 年 7 月 1 9 日 (木)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課